

奈良県研究開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内の研究開発を推進し、新たな産業の振興及び既存産業の高付加価値化を図るため、製造業の事業者や共同体（以下「事業者等」という。）に対し、研究開発に要する経費の一部について、予算の範囲内において奈良県研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同体 企業、大学等研究機関その他の団体等から2者以上で構成された組織で代表者が製造業の事業者である者
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める製造業に分類される産業
- (3) 補助事業者 補助金の交付対象となる者
- (4) 補助事業 補助事業者が行う研究開発であって、かつ、実施しようとする補助事業に係る計画を提案し、当該計画が補助事業として採択された事業

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、自らが主体的に研究開発をする事業者等とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に事業所を有し、当該事業所において補助事業を実施する事業者等。
 - (2) 県内に事業所を有しない場合は、別表1の事業者等。ただし、操業に伴い、県内における既存の工場等の規模の縮小又は閉鎖を伴う事業は、補助金の交付対象としない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者等を構成する構成員において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者としないものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき。
 - (2) 奈良県が賦課徴収する全ての税並びに消費税及び地方消費税について滞納がある

とき。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中のとき。

(4) 規則第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

3 共同体を組成する場合、補助金交付に係る申請、配分等については代表者が行うものとする。

また、共同体を組織する代表者以外で発生する経費は、代表者による一括経理（代表者が発注から支払いを行い、各構成員に納品（所有は代表者））によるほか、代表者と共同体の構成員間で協議の上、契約等を締結し、共同研究費として配分することも可能とする。

ただし、補助金の確定に当たっては、代表者が共同体の構成員の契約、発注、支払関係の証拠書類等を含めて準備するものとする。

（補助事業）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業とならないものとする。

(1) 既に研究開発が完了しているとき。

(2) 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき。

(3) 生産装置等の機械装置の導入が目的であるとき。

(4) 完成している製品の改良に過ぎないとき。

（事業計画書の提出）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者等の代表者は、奈良県研究開発支援補助金事業計画書（第1号様式）及びその他知事が必要と認める書類（以下「事業計画書等」という。）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の書類を提出した事業者等の代表者が、当該事業計画を変更しようとするときは、奈良県研究開発支援補助金事業計画変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の採択）

第6条 知事は、前条第1項の規定する事業計画書等の提出があったときは、当該計画に係る書類を審査し、補助事業として採択又は不採択のいずれかについて、通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する採択又は不採択を決定するにあたり、奈良県研究開発支援補助金選定審査会（以下「選定審査会」という。）の意見を聴くものとする。

3 審査委員会は、必要に応じて、当該計画に係る調査を行い、申請者に説明を求める

ことができる。

(補助金の交付の申請)

第7条 前条の規定による採択を受け、補助金の交付を受けようとする事業者等は、奈良県研究開発支援補助金交付申請書（第3号様式）及びその他知事が必要と認める書類（以下「交付申請書等」という。）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除金（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

- 2 知事は前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上相当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を控除して交付の決定を行うものとする。
- 3 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第10条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表2のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるもの

とする。また、会計年度毎の補助額の限度は別に定める。他の補助制度を利用する場合は、当該補助額と他の補助制度による補助額の合計額が補助対象経費を超過しないものとする。

なお、補助事業における利益等の排除については、別紙のとおりとする。

(補助対象期間)

第11条 補助対象期間は、3カ年を限度とする。ただし、補助金の交付決定は各年度に係る対象事業分について行う。

(変更等の承認の申請)

第12条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県研究開発支援補助金変更承認申請書（第4号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 別表2に記載している経費区分ごとの経費の額の20%又は20万円のいずれか高い額以内
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県研究開発支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(契約等)

第14条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同で実施しようとする場合は、当該事業の実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に関し、前項の契約をする場合その他売買等の契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、事務の遂行上一般競争入札に付することが困難なもの又は不適當なものについては、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。

(実績報告)

第15条 実績の報告は単年度毎とする。補助事業者は、次の各号に掲げる資料を添え

て、別に定める期日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 最終年度以外の場合

奈良県研究開発支援補助金中間報告書（第6号様式）

(2) 最終年の場合

奈良県研究開発支援補助金実績報告書（第7号様式）

- 2 補助金の交付を受けた者は前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額の確定を通知し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県研究開発支援補助金請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 知事は、規則第15条に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第1号に規定する補助事業者については、次に掲げるいずれかのとき

ア 補助事業の開始した日に属する会計年度から10年以内に、正当な理由によることなく、県内に事業所を有しなくなった場合

イ 補助事業の開始した日に属する会計年度から10年以内に、当該補助金による研究成果が販売等により収入が発生しなかった場合

(2) 第3条第2号に規定する補助事業者については、次に掲げるいずれかのとき

ア 補助事業の完了した日に属する会計年度の終了した日から5年以内に、正当な理由によることなく、別表1の補助事業欄に掲げる項目に関する要件を満たさないとき。

イ 補助事業の対象となった事業所を操業した日から5年以内に、操業を休止したとき。

(3) 第12条の規定に違反したとき。

(4) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(6) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助金について、第5条第1項の規定による事業計画の承認を取り消したものとみなす。

(補助金の返還)

第18条 知事は前条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、当該取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）に係る台帳を備え、その保管状況を明らかにするとともに、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第20条ただし書きに規定する知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、規則第20条各号に規定する処分を制限された財産について、事業終了後、譲渡、交換、貸付当をしようとするときは、あらかじめ奈良県研究開発支援補助金財産処分承認宣誓書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとする。

(補助金に係る書類の保存)

第21条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第22条 補助事業者は、補助事業に係る発明又は考案等について、特許権、実用新案権、意匠権又は商標（以下「知的財産権等」という。）を補助金の交付の完了した日

の属する会計年度の終了後5年以内に当事業で取得した知的財産権を譲渡、若しくは実施権を設定した場合は、遅延なく奈良県研究開発支援補助金知的財産権（譲渡・実施権の設定）届出書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業終了後の報告）

第23条 補助金の交付の完了した日の属する会計年度の終了後5年間において、毎年度終了後補助事業に係る過去1年間の成果状況を奈良県研究開発支援補助金成果報告書（第11号様式）により知事に報告しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第24条 補助金の交付を受けた者は補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、奈良県研究開発支援補助金消費税等仕入控除額報告書（第12号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

補助事業者	補助事業
<p>製造業に分類される産業に係る工場または研究所及びこれらと一体的利用される生産又は研究関連施設</p>	<p>事業終了後5年以内に操業を開始する事業で、次のア又はイのいずれかに該当する事業</p> <p>ア 次のいずれにも該当する事業</p> <p>(ア) 操業を開始する日までの固定資産投資額が5億円以上（県外からの本社機能移転については、3億円以上）である事業</p> <p>(イ) 操業を開始する日までの県内新規常用雇用者の数が10人以上（県外からの本社機能移転については、3人以上）で、かつ、当該工場等を創業したことに伴って、増加した県内の事務所又は事業者における総従業員数が10人以上（県外からの本社機能移転については、3人以上）である事業</p> <p>イ 操業を開始する日までの常用雇用者の数が100人以上であり、かつ、当該工場等を創業したことに伴って増加した県内の事務所又は事業所における総従業員数が100人以上である事業</p> <p>県外からの本社機能移転については、従前に企業活力集積促進補助金の交付を受けている場合には、本欄の要件を満たしているものとする。</p>

別表 2

経費区分	内容	補助額	補助率
人件費	研究開発に直接従事する研究者の給与・賃金	上限： 1億円 下限： 0.5億円	2 / 3 以内
報償費	外部専門家（講師、調査研究員等）への謝金		
旅費	研究開発に従事する研究者の出張旅費		
	外部専門家の出張旅費		
需用費	研究開発に使用する消耗品類		
	本事業で購入した備品に係る修繕費用		
役務費	閲覧手数料、各種調査手数料等		
委託料	研究等の委託料（補助額の50%以内）		
使用料及び賃借料	会場等使用料、研究用機器等の賃借料等		
原材料費	研究開発における試作品等の原材料となる物品の購入費		
備品購入費	研究開発に直接必要な備品の購入費		

※各年度人件費と備品購入費の合計額を補助額の50%以内とすること

※委託費を補助額の50%以内とすること